

横浜市緑化地域に関する条例

平成 20 年 9 月 25 日

条例第 39 号

横浜市緑化地域に関する条例をここに公布する。

横浜市緑化地域に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号。以下「法」という。）第 34 条第 1 項に規定する緑化地域に係る建築物の緑化率に関する制限の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模)

第 3 条 都市緑地法施行令(昭和 49 年政令第 3 号)第 9 条ただし書の条例で定める敷地面積の規模は、緑化地域全域について 500 平方メートルとする。

(手数料)

第 4 条 法第 35 条第 2 項各号に規定する許可を受けようとする者は、申請の際、1 件につき 27,000 円の手数料を納付しなければならない。ただし、一の建築物について、同項第 1 号に規定する許可を受けようとする者が同時に横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成 3 年 12 月横浜市条例第 57 号。以下「地区計画条例」という。）第 19 条第 4 項第 2 号に規定する許可を受けようとする場合、法第 35 条第 2 項第 2 号に規定する許可を受けようとする者が同時に地区計画条例第 19 条第 4 項第 3 号に規定する許可を受けようとする場合及び法第 35 条第 2 項第 3 号に規定する許可を受けようとする者が同時に地区計画条例第 19 条第 4 項第 4 号に規定する許可を受けようとする場合は、この限りでない。

2 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、公益上必要があると認めるとき、又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(平 20 条例 60・平 22 条例 33・平 29 条例 47 一部改正)

(緑化施設の管理)

第 5 条 建築物の維持保全をする者は、その責務において、法第 35 条の規定により設けられた緑化施設が良好に維持されるよう、適切に管理しなければならない。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 20 年 11 月規則第 95 号により平成 21 年 4 月 3 日から施行)

附 則 (平成 20 年 12 月条例第 60 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 22 年 6 月条例第 33 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 22 年 9 月規則第 57 号により同年 10 月 1 日から施行)

附 則 (平成 29 年 12 月条例第 47 号)

(施行期日)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。